

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領Q & A

《Q 1》

現場代理人の兼務とは？

《A 1》

工事現場に常駐しなければならない工事の現場代理人について、要領で定める条件を満たすことにより、合計2件までの工事の現場代理人を務めることができるようになります。

※本要領は現場代理人について定めたものです。建設業法で定める技術者には適用できません。

《Q 2》

「建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事に該当しない工事」は、どのような工事か？

《A 2》

主任技術者が専任を必要としない工事であり、請負金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事が該当します。

《Q 3》

「建設業法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事」は、どのような工事か？

《A 3》

主任技術者が専任を必要とする工事であり、請負金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事が該当します。

《Q 4》

入札公告や指名通知時に「兼務を認める対象工事」と明示されていない場合でも、「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書」により「兼務を認める対象工事」になる場合は、どのような場合か？

《A 4》

発注時の設計金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上であった工事で、入札等により請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合のほか、もう一方の工事と密接な関係がある工事場合を想定しています。また、工事に着手し一定の進捗後、安全管理上等の理由が解消された場合なども同様です。

《Q5》

「もう一方の工事と密接な関係がある」とはどのようなことをいうのか？

《A5》

以下のような関係があることを想定しています。

- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
例) 同一河川や同一路路での工事
- ・施工にあたり相互に調整を要する工事
例) 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
例) 工事の相当部分を同一の下請業者が施工し、相互に工程調整を要するもの

《Q6》

「発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でない」と判断した場合は、どのような場合か？

《A6》

「兼務を認める対象工事」や「兼務を認める条件」を満たす場合には、なるべく兼務を認めることとして運用しますが、「安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でない」の判断は、工種、現場条件、時期等の様々な理由が考えられるため、基準はありません。

発注者が個々の工事の内容により判断しますが、「兼務を認める対象工事」を適用する場合は、入札公告や指名通知時に明示します。

《Q7》

「現場代理人の兼務届」に添付する「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書」は原本を添付するのか？

《A7》

「現場代理人の兼務の可否に関する照会兼回答書」は写しを添付してください。

《Q8》

兼務工事がさいたま市発注の工事でない場合、兼務が可能かどうかをどのように確認したらよいのか？

《A8》

入札公告等の確認書類や発注機関の要領などを基に確認してください。また、確認ができない場合は、もう一方の工事の発注機関の監督員に確認してください。